

公立学校共済組合四国中央病院（臨床研究センター）における
公正な研究遂行のための行動規範

平成28年3月1日
病院長策定

公立学校共済組合四国中央病院（臨床研究センター）（以下「臨床研究センター」という。）は、学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、臨床研究センターにおいて研究活動を行う研究者及び運営に関わる職員（以下「研究員等」とする。）に対して、研究を遂行する上で求められる行動規範をここに定める。

1 行動規範

研究者等は、次に掲げる事項を行動規範として研究活動を行うものとする。

- 一 研究者としての誇りと責任を持ち、誠実に公正な研究を推進するとともに、研究活動の遂行に伴う原資の大部分は、国民の貴重な税金であることを認識し、公的研究費等については関係法令を遵守し、適正かつ効率的に使用する。
- 二 本規範に基づき誠実に行動し、捏造、改ざん及び盗用などの不正行為並びに関係法令に違反した個人経理、他の用途への使用、交付決定の内容やこれに付した条件に違反した使用、虚偽による架空請求・架空取引及び不適切と判断される公的研究費等の不正使用（以下「不正使用」という。）は、行わない。
- 三 周囲の研究者に対し不正行為及び不正使用を助長するような行為又は言動をしない。
- 四 研究不正及び不正使用は黙認しない。

2 遵守事項

研究者等は、健全な研究活動を保持し、研究不正及び不正使用が起こらない研究環境を形成するため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 個人でなく、グループとして研究する場合などにおいて、研究報告、各種計測データ及び実験手続などに関し、適宜確認を行う。
- 二 実験記録・資料等は個人の私的なものではなく、公的なものであるとの認識を常に持って行動する。
- 三 実験記録・資料や各種計測データ等を記録した紙及び電子記録媒体等は、成果物発表後も一定期間保管し、他の研究者等からの問合せ、調査照会等に対応できるようにする。
- 四 共同研究においては共同研究者を尊重するとともに、研究成果の公表に際しては適切な著者名の記載を行うなど責任の分担を確認する。
- 五 個人の発意で提案され採択された研究資金であっても、臨床研究センターで管理する公的な資金であることを認識し、機関による管理が必要であることを自覚し行動する。
- 六 別に定める公的研究費等に関する不正防止計画を念頭に行動する。